

令和2年 5月26日
 (改) 令和2年 7月29日
 (改) 令和2年 8月31日
 (改〔全面〕) 令和2年 9月17日
 (改) 令和2年11月25日
 (改) 令和3年 2月26日
 (改) 令和3年 4月30日
 (改) 令和3年 6月30日

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）を踏まえ、次の規模別及び性質別の要件を満たすものであり、かつ留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

1 規模要件

- (1) 別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に適合する場合
 次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

時 期	イベントの類型及び収容率		人数上限
令和2年12月1日～ 当面令和3年8月31日まで	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	○収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人
	詳細は別紙2参照		
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔（※1））を確保	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔（※3））を確保	

（※1）密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）

（※2）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。この場合、収容率は50%を超えることを可とする。

（※3）人と人との間が1m

- (2) (1) 以外の場合

	要 件
屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

(注) 「1 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

2 イベントの性質別の開催要件等

(1) 1の(1)により「収容率100%以内」で開催するコンサート、演劇、スポーツイベント等次のいずれにも該当すること。

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

なお、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とする催物については、別紙3に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」とする。

(2) 1の(2)により開催するイベント等

別紙1に掲げられた措置を、可能な限り講じること。

(3) 全国的・広域的なお祭り、野外フェスティバル、地域の行事等

① 全国的・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

十分な人と人との間隔（1m）を設けること。当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。

なお、別紙4に該当するものについては、「十分な人と人との間隔（1m）を設け、当該間隔の維持」が可能と判断する。

② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの

適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じるとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

3 留意事項

(1) 県との事前相談

全国的な移動を伴うイベント又は大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者等は、人数等について県に対して事前に相談を行うこと。

なお、国の「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、必要に応じて追加で資料の提出を求める場合がある。

(2) クラスタが発生した場合の対応

催物等におけるクラスタの発生があった場合は、県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

今後、政府の基本的対処方針等の変更及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。

以上